

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成24年4月策定

1. 現状（平成24年4月1日現在）

区分	平均年齢	職員数	平均給与 月額 千円	年収ベース (試算値) 千円	平均年齢	平均給与 月額 千円	年収ベース (試算値) 千円
日高川町	49.2歳	21人	248.7	—	民間		
うち給食調理員	51.1歳	12人	240.2	3,825.5	42.4歳	247.9	3,330.9
うち自動車運転手	48.8歳	2人	313.9	4,996.5	55.9歳	256.0	3,422.0

- (注) 1 民間データは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査（賃金センサス）」の平成21年～平成23年の3ヶ年平均です。
- 2 民間の類似職種との比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 3 年収ベースのデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、町については前年度に支給された期末・勤勉手当。
- 4 給料表については、「日高川町職員の給与等に関する条例」別表第1 行政職給料表（二）を適用、諸手当等については、一般行政職と同様であり、昇給等の基準については、「日高川町職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」別表第2による。
- ※諸手当等については、ホームページ公表の「日高川町の給与・定員管理等について」参照

2. 基本的な考え方

技能労務職員の職務の性格や内容を踏まえつつ、民間の同種の職種に従事する者との均衡に留意しながら、国、県における同種の職員の給与等を参考とし、適正な給与制度・運用となるよう努めます。

また、職員については、退職不補充とし臨時職員等を活用します。

3. 具体的な取組内容

各年度における、人事院及び県人事委員会の勧告等と同等となるよう、適正な給与等への改正を実施します。

給料表については、行政職給料表（二）により支給しており、昇給についても一般行政職と同様に実施。

また、新規の技能労務職員を採用せずに臨時職員等で対応する計画です。

4. その他

将来的には、職種転換も視野に入れた取り組みにより、事務・業務の見直しを行い、特定業務を残して民間業務委託等についても検討します。